

國第一回參議院厚生委員會會議錄第三十號



○委員長(源本重蔵君) これより委員会を開会いたします。此の機会に医療制度調査に関する小委員会の審議の結果報告を求めます。

○藤森義治君 当小委員会の請願審査の結果を御報告申上げます。

請第四百四十三号、國立道傳学研究所設立に関する請願

請第四百七十号、盲人の鍼灸術を存続することに関する請願

請第四百八十五号、鍼灸師法制定に関する請願

請第五百三号、鍼灸師法制定に関する請願

請第五百十二号、鍼灸師法制定に関する請願

右五件の請願は、いづれも議院の會議に付し、且つ内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

次に、請第四百三十三号、鍼灸師法制定に関する請願

右の請願は内容において遺憾の点がありますので、議院の會議に付するを要しないものと決定いたしました。右要しないものと決定いたしました。右御報告申上げます。

○委員長(源本重蔵君) 右の小委員長認めます。ではさよう決定いたします。

次に、請第五百七十九号、盲学生に「異議なし」と呼べ者あり

対する鍼灸術存続に関する請願を問題に供します。速記を止めて……。

〔速記中止〕

○委員長(塙本重蔵君) 速記を始めます。本請願は議院の会議に付し、且つ内閣に送付する要するものと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(塙本重蔵君) 御異議ないと認めます。ではさう決定いたしま

す。

次に、諸第五百八十二号、盲人の鍼灸術を存続することに関する請願を問題に供します。速記を止めて……。

〔速記中止〕

○委員長(塙本重蔵君) 速記を始めます。ではさう決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔速記中止〕

右請願は議院の会議に付し、且つ内閣に送付する要するものと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(塙本重蔵君) 御異議ないと認めます。ではさう決定いたしま

す。

次に、陳第六百号、炭鉱労務者の福利施設拡充に関する陳情を問題に供します。速記を止め……。

〔速記中止〕

○委員長(塙本重蔵君) 速記を始めます。本請願は議院の会議に付し、且つ内閣に送付する要するものと決

定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(塙本重蔵君) 御異議ないと認めます。この際厚生大臣より食品衛生法の提案理由の説明を求めます。

○厚生大臣(一松定吉君) 只今議題となりました食品衛生法案について、提案の理由を説明いたします。

從來食品衛生に関する取締は、明治三十三年法律第十五号(飲食物その他物品取締に関する法律)を基本とい

たしまして行なつて來たのであります。が、この法律は、その第一條に「販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上使用スル飲食器、割ばう具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上ノ危害ヲ禁シシ若ハ停止スルコトヲ得」

と規定するのみで、その取締の詳細な規定を命令に委任しているのであります。この委任を受けまして、牛乳營業取締規則、清涼飲料水營業取締規則、氷雪營業取締規則、人工甘味質取締規則、有害性著色料取締規則、飲食物防

腐剤漂白薬取締規則、飲食物用器具取締規則、メチアルコール取締規則等

一連の省令及びこれに基く地方命令が制定せられまして、從來食品衛生取締の実施に當つて來たのであります。が、これらの命令の内には、右法律に基礎を置かざる部分も含まれております。

して、それらの條項は、昭和二十二年法律第七十二号(日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等)の規定によりまして、

本年十二月三十一日を限りその効力を失つたことになります。従いまして本年中に是非とも明治三十三年法律第十五号を改正して右のよう規定を改めた所であります。加うるに現下の

法律に根拠を置くようにする必要が生じた訳であります。加うるに現下の

食品衛生の現況は、常に総合的な取締指導を必要とする状態にありますので、ここに本食品衛生法案を提出するに至つた次第であります。

従来食品衛生に関する取締は、明治三十三年法律第十五号(飲食物その他物品取締に関する法律)を基本とい

たしまして行なつて來たのであります。が、この法律は、その第一條に「販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上使用スル飲食器、割ばう具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上ノ危害ヲ禁シシ若ハ停止スルコトヲ得」

と規定するのみで、その取締の詳細な規定を命令に委任しているのであります。この委任を受けまして、牛乳營業取締規則、清涼飲料水營業取締規則、氷雪營業取締規則、人工甘味質取締規則、有害性著色料取締規則、飲食物防

腐剤漂白薬取締規則、飲食物用器具取締規則、メチアルコール取締規則等

一連の省令及びこれに基く地方命令が制定せられまして、從來食品衛生取締の実施に當つて來たのであります。が、これらの命令の内には、右法律に基礎を置かざる部分も含まれております。

して、それらの條項は、昭和二十二年法律第七十二号(日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等)の規定によりまして、

本年十二月三十一日を限りその効力を失つたことになります。従いまして本年中に是非とも明治三十三年法律第十五号を改正して右のよう規定を改めた所であります。加うるに現下の

法律に根拠を置くようにする必要が生じた訳であります。加うるに現下の

食品衛生の現況は、常に総合的な取締指導を必要とする状態にありますので、ここに本食品衛生法案を提出するに至つた次第であります。

従来食品衛生に関する取締は、明治三十三年法律第十五号(飲食物その他物品取締に関する法律)を基本とい

たしまして行なつて來たのであります。が、この法律は、その第一條に「販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上使用スル飲食器、割ばう具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上ノ危害ヲ禁シシ若ハ停止スルコトヲ得」

と規定するのみで、その取締の詳細な規定を命令に委任しているのであります。この委任を受けまして、牛乳營業取締規則、清涼飲料水營業取締規則、氷雪營業取締規則、人工甘味質取締規則、有害性著色料取締規則、飲食物防

腐剤漂白薬取締規則、飲食物用器具取締規則、メチアルコール取締規則等

一連の省令及びこれに基く地方命令が制定せられまして、從來食品衛生取締の実施に當つて來たのであります。が、これらの命令の内には、右法律に基礎を置かざる部分も含まれております。

して、それらの條項は、昭和二十二年法律第七十二号(日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等)の規定によりまして、

本年十二月三十一日を限りその効力を失つたことになります。従いまして本年中に是非とも明治三十三年法律第十五号を改正して右のよう規定を改めた所であります。加うるに現下の

法律に根拠を置くようにするものであります。

従つて、本年中に改定して右のよう規定を改めた所であります。加うるに現下の

法律に根拠を置くようにするものであります。

第四に、食品衛生委員会に関する規

定を設けまして、厚生大臣又は都道府

県知事の諮問機関といたしまして、民衆にこれを含む製剤及び食品を販賣し、又は販賣しようとして製造加工、

販賣することと販賣するために製造す

ること及び營業上使用することを制限

することと有病、有害なもの等、人の健康

を害う處のあるもの更に化学的合成品並

びにこれを含む製剤及び食品を販賣

し、又は販賣しようとして製造加工、

販賣することと販賣するために製造す

ること及び營業上使用することを制限

することと有病、有害なもの等、人の健康

を害う處のあるものにつきましても、

販賣することと販賣するために製造す

ること及び營業上使用することを制限

することと有病、有害なもの等、人の健康

を害う處のあるものにつきましても、

販賣することと販賣するために製造す

ること及び營業上使用することを制限

することと有病、有害なもの等、人の健康

を害う處のあるものにつきましても、

販賣することと販賣するために製造す

ること及び營業上使用することを制限

することと有病、有害なもの等、人の健康

を害う處のあるものにつきましても、

販賣することと販賣するために製造す

ること及び營業上使用することを制限

するものであります。従いまして、許可をし上げ

る所であります。一定の標準

月未日限りその効力を失いますので右

省令に代えて、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等の營業に関する法律を制定

する必要があるのです。これが

この法律案を提出する理由であります

す。

以下にこの法律案の内容の大略を申

上げますと、先ず第一に、これらの施

術を業として行おうとする者は、必

ず都道府県知事の免許を受けなければ

ならないこととし、且つ免許は公認の学

校又は養成施設を卒業した上、都道府

県知事の行う試験に合格した者でなけ

れば與えられないこととしておりま

す。これは苟も人体の疾病健康に関す

る業務は、一定の学術技能を修めた者

でなければこれを行ひ得ないものとす

ることが、保健衛生上絶対に必要であ

ります。従つて、從来とも同様の免許制度を

採つて参つたのであります。即ち精神病

免許を受ける資格の程度を從来よりも

相当引上げまして、これらの者の素質

の向上を図ることとしたいたしましたのであります。

第二に、免許は一定の欠格條件に該

当する者に対するは、これを與えない

こととしたいてあります。即ち精神病

にかかるといふ者は免許を與えない

こととし、又傳染病にかかるといふ者

若しくは業務に関し犯罪若しくは不正の行

為があつた者等であつて、業務を行

うに適しない者に対するは、同様に免許

を與えないこととして、直接間接に施

術の内容及びこれら者の素質の向上

をはかつております。

第三に、業務に関する規定としまし

て、これらの者は、外科手術、薬品の

且つ内閣に送付するを要するものと決

に関する法律)の規定によりまして、本年十二月三十一日を限りその効力を

著しい言葉につきまして、この基準と合致

二号(日本國憲法施行の際現に効力を

第三に、業務に関する規定としまし

投票、指示等の行為をしてはならないことを規定し、又あん摩師及び柔道整復師について、一定の業務上の制限を附しております。又業務に関する必要な指示をなしておられます。尙都道府県知事は衛生上の必要に附しても一定の制限を附しております。尙都道府県知事は衛生上の必要に基づいて業務に関する必要な指示をなし、又施術者から必要な報告を提出させ、その他当該更負に施術所の検査をさせ等の措置をなし得ることとし、その業務の監督指導に遺憾なきを期しております。

第四に、あん摩、はり、きゅう等と異り從來中央の法令においては、それ自体として正式にとりあげられることなく或は國民医療法により取締り或は都道府県令に基いて、届出制度等により適宜取締りを行つております。何卒御

審議の上可決せられるよう希望いたします。

第五に、関係業者、医師、学識経験者から成る諮問委員会を中心、地方に設けまして、学校養成施設の認定その他業務上の指導監督につきまして、こ

れを民主的に運営し、その適切妥当を期するため重要な事項を調査審議せることといたしております。

以上が本法案の骨子でありますが、尙從来これらの業務を行なつておられた者の既得権とでも申すべきものを保護する等のための経過的措置としまして、從來の規則によつて免許を得た者については、そのままこれを認め又免許を得る資格のあつた者は外地に

おいてこれらの業務を行なつてはならないことを規定し、又あん摩師及び柔道整復師については、それべく一定の例外的措置をなすこととしております。尙從来一定期間以上いわゆる医業類似行為を業としていた者であつて、本法施行後必要な届出をした者は本法施行後も一定期間内は、その業務を行い得ることとし、これに対しては業務及び廣告の制限並びに衛生上の指示検査等の監督指導、その他業務の停止禁止等の処置をなしえることとしております。何卒御

審議の上可決せられるよう希望いたします。

第六に、委員長(塚本重蔵君)これより両案に対する質疑を行います。速記を止めいたします。

午後零時五十五分散会

出席者は左の通り。

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めます。では本日は此の程度にて散会いたします。

〔速記中止〕

委員長 塚本 重蔵君  
理事 内村 清次君  
委員 河崎 ナツ君  
中平常太郎君  
三木 治朗君  
安達 良助君  
小林 勝馬君  
藤森 真治君  
井上なつみ君  
小杉 イチ君  
波多野林一君  
脇部 敬一君  
姫井 伊介君  
山下 義信君  
米倉 龍也君

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めます。では本日は此の程度にて散会いたします。

〔速記中止〕

第一章 総則  
第二章 食品及び添加物  
第三章 器具及び容器包装  
第四章 標示  
第五章 檢査  
第六章 営業  
第七章 食品衛生委員会  
第八章 罰則  
第九章 罰則  
附 則  
食品衛生法法典

第一條 この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄與することを目的とする。

第二條 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。但し、医薬として攝取するものは、これを含まない。

この法律で添加物とは、食品の

添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生をいう。

この法律で營業とは、業として、

食品若しくは添加物を採取し、製造し、加工し、調理し、貯藏し、若しくは販賣すること又は器具若しくは容器包装を製造し、若しくは販賣することをいう。但し、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

この法律で營業とは、業として、

食品若しくは添加物を採取し、製

造し、加工し、調理し、貯藏し、若しくは販賣することをいう。

この法律で營業とは、業として、

食品若しくは添加物を採取し、製







十号按摩術營業取締規則、明治十四年内務省令第十一号鍼灸術

營業取締規則、昭和二十一年厚生省令第四十七号柔道整復術營業取

締規則又は昭和二十一年厚生省令第二十八号按摩術營業取締規則、鍼灸術營業取締規則及び柔道整復術營業取

締規則又は昭和三十一年十二月一日までは、当該医業類似行為を業とすることができる。

第四條 第七條 第八條 第十

條及び第十一條の規定は、前項に規定する者にこれを準用する。

都道府県知事は、衛生上特に害があると認めるとき、又は第一項に規定する者が第三條各号の一に掲げる者に相当するときは、期間を定めてその業務を停止し、又はその業務の全部若しくは一部を禁止することができる。

第二十条 第十三條に規定する委員会は、厚生大臣又は都道府県知事の諮問に應じて前條第三項に規定する業務の禁止に関する重要事項を調査審議することができる。

第二十一条 左の各号の二に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第一項の規定による指示に違反した者は

一 第十九條第二項において準用する第七條の規定又は第十九條第二項において準用する第八條

第一項の規定による指示に違反した者は

二 第十九條第三項の規定による

業務停止中の者又は同項の規定による禁止処分を受けた者であつて、その義務をした者

三 第十九條第二項において準用する第十條第一項の規定による報告を怠り若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第十九條第二項において準用する第十條第一項の規定に基いて発せられた施術所の清潔保

持若しくは規格に関する省令又は同條第二項の規定による処分に違反した者は、

第七條 都道府県知事は、前條に掲げる省令の規定によつて免許證を受ける資格のある者であつて、やむを得ない理由により、この法律施行の日まで免許を受けることができなかつた者に対しても、第二條の規定にかかわらず、なお、昭和二十三年六月三十日までは、夫々その免許を與えることができ、柔道整復術の免許證を得た者であつて、昭和二十年八月十五日以後に内地に引き揚げた者に対しては、第二條の規定にかかるらず、あつて、昭和二十年八月十五日以降に内地に引き揚げた者に対するは、第一條の規定にかかるらず、あつて、昭和二十三年六月三十日までは、その履歴を審査して、夫々その免許を與えることができる。

第十九條 この法律公布の際、引き続き三箇月以上第一條に掲げるもののを除く外、医業類似行為を業としている者であつて、この法律施行の日から三箇月以内に省令の定める事項につき都道府県知事の届

昭和二十三年五月十日印刷

昭和二十三年五月十一日發行